

令和2年5月25日

保護者の皆様へ

津山市こども保育課長
林田保育園 園長 池田みはる

新型コロナウイルス感染症に係る保育園（所）・認定こども園の今後の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る登園自粛にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、国から、感染防止を図りつつ、社会経済活動を徐々に再開する新たな段階に移行することや岡山県の緊急事態宣言が解除されたことを受け、当初からの予定どおり5月31日（日）をもって、保育園（所）・認定こども園の登園自粛期間を終了します。

登園自粛期間終了後も、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために、下記のことに十分ご注意ください、園児の保育環境を守るようご協力をよろしく申し上げます。

記

1 登園できない場合

- ・ 園児・ご家族が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、症状が出ていなくても感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間
- ・ 感染者や濃厚接触者との関係で、行政・勤務先等から自宅待機等を命じられているご家族がいる園児についてもその家族が自宅待機等の間
- ・ 発熱等、解熱後24時間以上が経過していない場合や、せきなどの風邪症状や体調不良が見られるとき

（発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることについて留意）

（呼吸器症状等が感染性のものでないと医師が判断した場合にはこの限りではない）

2 ご家庭で注意していただくこと

（1）登園前にお子様の検温を行い、連絡帳等への記入をお願いします。

お子様の健康状態に留意し、発熱等の風邪症状がある場合は登園を控えてください。

（2）降園後や休日などは、「新しい生活様式」を参考に手洗いやマスク着用などを励行して、感染予防にご留意ください。

※ 登園自粛要請期間は5月31日（日）で終了しますので、6月1日（月）以降は家庭保育をされた場合でも保育料還付の対象とはなりません。

津山市こども保健部こども保育課	TEL 0868-32-7028
林田保育園	TEL 0868-26-2130